## ⑤実務経験(見込)証明書(個票)

日本福祉教育専門学校校長 岸本 光正 殿

施設・職種コード				



※コードは右記に掲載されている二次元バーコード よりご確認ください

フリガナ		生年月日(年齢)			
氏 名		昭 和 <b>年 月 日生</b> 平 成 満 歳			
所属		都 道 府 県 —— 社会福祉協議会 市 区 町 村			
	□ 専門員(地域福祉権利擁護事業) □ 福祉活動専門員				
<b>業務内容</b> (証明を受ける 主たる業務内容 にレ印をつけて ください)	<ul><li>□ 高齢者を主とする相談援助業務</li><li>□ 身体障害者を主とする相談援助業務</li><li>□ 知的障害者を主とする相談援助業務</li><li>□ 精神障害者を主とする相談援助業務</li><li>□ 児童を主とする相談援助業務</li></ul>				
	□ その他の要援護者(	)に対する相談援助業務			
(1)上記の者は、 年 月 日より当社会福祉協議会において上記の業務を 行う <b>職員</b> として勤務していることを証明します。					
(2) 上記の者は、 年 月 日から 年 月 日まで当社会福祉協議会において上記の業務を行う職員として <u>勤務していたことを証明します。</u>					
41人标料143		職印			
社会福祉協議社会福祉協議		······:			

- (注) ①証明を受ける者の**自筆は無効**です。
  - ②「職種」「施設種類」欄は、厚生労働省で定める「**相談援助業務の範囲」に一致すること**が必要です。
    - ※相談援助業務・指定施設に関する資料または上記二次元バーコード(https://www.nippku.ac.jp/experience/)より確認ください。
  - ③期間は、現在継続して勤務をしている場合には(1)、かつて勤務していた場合には(2)を記入してください。
  - ④証明印は職印等、公印を押印してください。
  - ⑤訂正した場合には、証明印と同じ印で訂正印を押印してください。修正液等による訂正は認められません。
  - ⑥本証明書に虚偽や錯誤による表記および証明等があった場合、入学資格並びに国家試験受験資格および登録が取り消されることがあります。
  - ⑦同法人内であっても、実際に勤務した施設・職種ごとに作成してください。(1 施設・1 職種・1 期間につき 1 枚必要です)。
  - ⑧用紙不足の場合はコピーしてお使いください。
  - ⑨見込みの場合、(見込)を点線に従い、○で囲んでください。

## 記入例

## 5実務経験(見込)証明書(個票)

日本福祉教育専門学校 校長 岸本 光正 殿





※コードは右記に掲載されている二次元バーコード よりご確認ください

フリガナ	ニップク ジロウ	生年月日(年齢)	
氏 名	日福 次郎	昭 和	
所属	東京	都     道     府     県       社会福祉協議会       市     区     町     村	
<ul><li>✓ 専門員(地域福祉権利擁護事業)</li><li>□ 福祉活動専門員</li></ul>			
<b>業務内容</b> (証明を受ける 主たる業務内容 にレ印をつけて ください)	<ul><li>□ 高齢者を主とする相談援助業務</li><li>□ 身体障害者を主とする相談援助業務</li><li>□ 知的障害者を主とする相談援助業務</li><li>□ 精神障害者を主とする相談援助業務</li><li>□ 児童を主とする相談援助業務</li></ul>		
	□ その他の要援護者(	)に対する相談援助業務	
(1) 上記の者は、 <b>2021</b> 年 <b>10</b> 月 <b>1</b> 日より当社会福祉協議会において上記の業務を行う職員として <u>勤務していることを証明します。</u> (2) 上記の者は、 年 月 日から 年 月 日まで当社会福祉協議会において上記の業務を行う職員として <u>勤務していたことを証明します。</u>			
2025年 1月10日 社会短期法人短期会 班車馬 日本 士郎 複製態			
社会福祉協議社会福祉協議	_EEEEEEEEEE_	<b>建事</b> 技 口平 太郎 搜事技	

- (注) ①証明を受ける者の**自筆は無効**です。
  - ②「職種」「施設種類」欄は、厚生労働省で定める「相談援助業務の範囲」に一致することが必要です。
    - ※相談援助業務・指定施設に関する資料または上記二次元バーコード(https://www.nippku.ac.jp/experience/)より確認ください。
  - ③期間は、現在継続して勤務をしている場合には(1)、かつて勤務していた場合には(2)を記入してください。
  - ④証明印は職印等、公印を押印してください。
  - ⑤訂正した場合には、証明印と同じ印で訂正印を押印してください。修正液等による訂正は認められません。
  - ⑥本証明書に虚偽や錯誤による表記および証明等があった場合、入学資格並びに国家試験受験資格および登録が取り消されることがあります。
  - ⑦同法人内であっても、実際に勤務した施設・職種ごとに作成してください。(1 施設・1 職種・1 期間につき 1 枚必要です)。
  - ⑧用紙不足の場合はコピーしてお使いください。
  - ⑨見込みの場合、(見込)を点線に従い、○で囲んでください。